

がんばろう さいたま！商品券

取扱加盟店 募集要項

さいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会

令和2年10月5日（月）

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行する。

I プレミアム付商品券について

1 事業概要

- (1) 名 称 がんばろう さいたま！商品券
- (2) 発 行 者 さいたま市プレミアム付商品券発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という）
- (3) 発 行 額 総額72億円（プレミアム率20%）
- (4) 発 行 内 容 総数60万冊（1冊12,000円、共通券1,000円分を8枚と専用券500円分を8枚の16枚綴り）
- (5) 販 売 額 1冊10,000円で販売
- (6) 使用期間 令和2年12月5日（土）から令和3年3月31日（水）まで
- (7) 販売方法 WEBまたは葉書により申し込みを受け付け、抽選により決定した購入者に郵送する
- (8) 応募期間 令和2年10月12日（月）から令和2年11月10日（火）まで
※発行冊数の上限に達しない場合は追加販売を実施
- (9) 抽選期間 令和2年11月11日（水）から令和2年11月13日（金）まで
- (10) 当選者通知 令和2年11月16日（月）以降順次（請求書の発送をもって当選の発表とする）
- (11) 購入対象者 市内在住、在勤及び在学の方
- (12) 購入限度 購入対象者1人につき5冊まで
- (13) 使用可能店舗 本事業に参加を希望する市内の店舗（事業所）

2 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。

- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 取扱加盟店で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (8) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (10) 商品券の交換又は売買はできません。
- (11) 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- (3) 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和2年3月31日を超えるもの
- (4) 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (7) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く。）などの不動産に係る支払い
- (8) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- (9) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11) やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- (12) その他実行委員会が不相当と認めるもの

II 取扱加盟店の募集概要

1 登録資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望するさいたま市内の店舗（事業所）とし、埼玉県が定める 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に規定された取り組みを全て行う事とする。
また、次に掲げるものが営業するものを除く。

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (2) さいたま市暴力団排除条例（平成25年さいたま市条例第86号）第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他実行委員会が不相当と認めるもの

2 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 取扱加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 使用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱加盟店控の小片は入金確認が完了するまで保管すること。
※取扱加盟店控の小片がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。尚、取扱加盟店控の小片がある場合でも、振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。
また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。
- (4) 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨さいたま市プレミアム付商品券事務局（以下「事務局」という。）にも報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7) 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。

- (8) 実行委員会が行う調査へ協力をすること。
- (9) さいたま市プレミアム付商品券発行事業約款（以下「事業約款」という。）を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。
- (10) さいたま市プレミアム付商品券発行事業の運営に協力すること。

3 申込から登録まで

(1) 申込方法

取扱加盟店登録希望者は、この募集要項及び本要綱最終頁に記載の誓約事項、事業約款に同意の上、「がんばろう さいたま！商品券」取扱加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項を入力または記入して下記のいずれかの方法で申込みます。

- ① 専用HP：<https://premium-gift.jp/saitama/>
- ② FAX：03-5646-6755（株式会社JTBデータサービス内）



(2) 申込期限

令和3年1月31日（日）

(3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認の上、取扱加盟店として登録します。
ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

(4) 店舗登録の基準

商品券は共通券、専用券の2種類があり、登録情報により、以下の通り使用できる店舗を分けさせていただきます。

① 専用券：以下のいずれかを満たす店舗

- ア 店舗面積が1,000㎡以下の店舗（大規模小売店舗立地法の基準に準じる）
- イ その他、実行委員会が認める店舗

例：大型商業施設内において複数のテナントが商店会組織を形成して、かつ、さいたま市の各地区商店会連合会に加盟している団体に所属している店舗

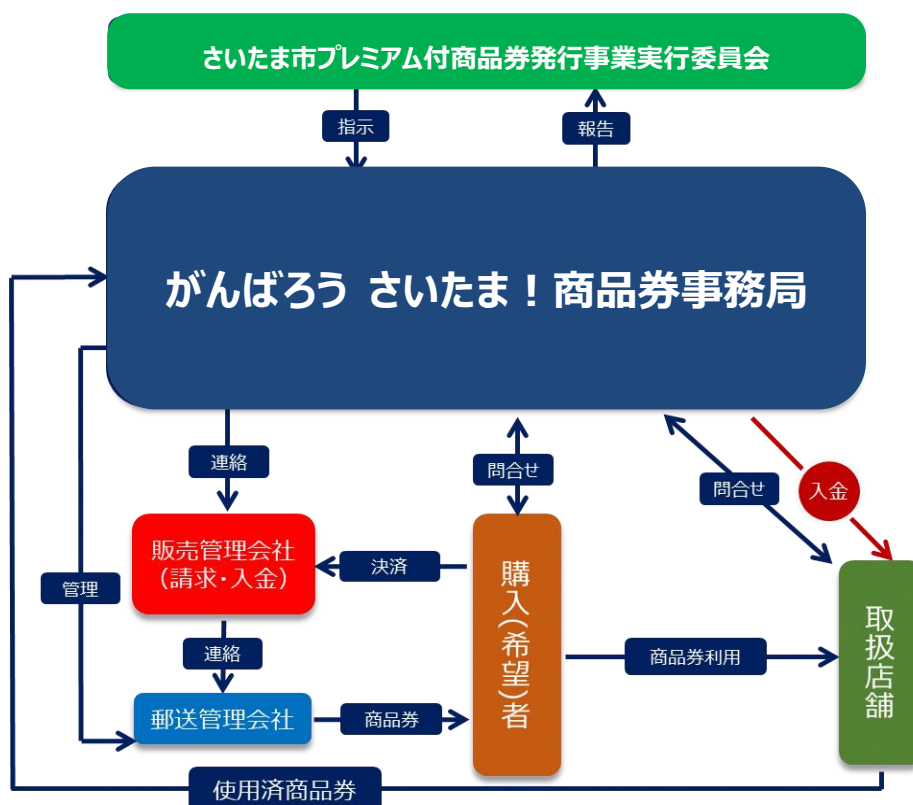
② 共通券：専用券取扱事業者を含む全取扱加盟店

(5) その他留意事項

- ① 取扱加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、取扱加盟店の一覧チラシ・ホームページなどに掲載します。取扱加盟店の一覧チラシは11月10日（火）までに登録が完了した店舗を掲載いたします。

- ② 取扱加盟店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、11月下旬以降に配布予定です。
- ③ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱加盟店マニュアルを参照してください。
- ④ 事業約款、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損害金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ⑤ 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ⑥ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となります。
- ⑦ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

<参考・「がんばろう さいたま！商品券」の流れ>



Ⅲ 換金について

1 換金方法と手順

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（１）～（４）によることとします。

- （１）取扱加盟店は、専用封筒等に商品券を同封し、指定の場所へ郵便局から特定記録郵便での郵送またはゆうパックにて発送して下さい。
- （２）郵送料、振込手数料等は掛かりません。（事務局が負担します）
- （３）入金は口座振込となります。振込手数料は事務局にて負担致します。
- （４）万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された使用済み商品券をOCR機で読み込んだ内容」に差異が生じた場合は、「OCR機読み込み内容」を正とし精算を実行します。その後疑義に応じお手元の（半券）取扱加盟店控えにあるOCR番号等の確認を実施し、精算致します。
- （５）換金請求期間は、下記別表のとおりとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。

換金回数	精算センターへの到着締日	振込予定日
1回	令和2年12月10日	令和3年01月06日
2回	令和2年12月20日	令和3年01月18日
3回	令和3年01月05日	令和3年01月27日
4回	令和3年01月12日	令和3年02月02日
5回	令和3年01月20日	令和3年02月10日
6回	令和3年01月31日	令和3年02月22日
7回	令和3年02月10日	令和3年03月05日
8回	令和3年02月20日	令和3年03月15日
9回	令和3年02月28日	令和3年03月19日
10回	令和3年03月10日	令和3年03月31日
11回	令和3年03月20日	令和3年04月09日
12回	令和3年04月08日	令和3年04月30日

※上記日程は変更となる場合があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「取扱加盟店マニュアル」を必ずご確認ください。

※利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがございます。予めご了承ください。

- (7) 商品券の換金はOCRによる読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- (8) 換金請求日に応じて入金予定日までに指定口座へ支払われます。
- (9) 換金方法
- ① 使用済み商品券の半券（取扱加盟店控え・小片）を切り取ってください。
 - ② 換金伝票に必要事項を記載してください。
 - ③ ①で店舗印を確認した使用済み商品券を②の換金伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。
 - ④ 換金封筒に入れてください。
 - ⑤ 指定場所へ発送してください。（郵便代金は受取人（事務局）払いとなります。）

【誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6) 商品券の使用期間中（令和2年12月5日から令和3年3月31日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用IP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものではありません。
- 12) さいたま市暴力団排除条例（平成25年さいたま市条例第86号）第2条第1項に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。
- 13) 感染症対策のため、埼玉県が定める 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に規定された取り組みを全て行います。

【問合せ先】

「がんばろう さいたま！商品券」事務局 ※

TEL：0570-063-580 FAX：03-5646-6755

Email：saitama_shouhinken@jtb.com URL：<https://premium-gift.jp/saitama/>

営業日時：平日 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始（12月28日～1月3日）休み）

【郵送先】

〒135-0042 東京都江東区木場2-17-16 ビサイド木場4階

（株式会社JTBデータサービス 木場営業部内）

※「がんばろう さいたま！商品券」事務局は、さいたま市プレミアム付商品券発行運営業務の受託者が業務を行っています。